

京都薬科大学大学院学則

第1章 総 則

(設置)

第1条 京都薬科大学に大学院を置く。

(目的)

第2条 本大学院は薬学に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第3条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検、評価等に関する事項は、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検および評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行う。

第3条の2 本大学院は、学校教育法施行規則（第172条の2）に基づき、本大学院における教育研究活動等の状況および教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識並びに能力に関する情報について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(研究科及び専攻)

第4条 本大学院に薬学研究科（以下「研究科」という。）を置き、本研究科に薬学専攻及び薬科学専攻を置く。

2 削る。

3 削る。

(課程)

第5条 本大学院の課程は、修士課程及び博士課程とし、薬学研究科薬科学専攻に博士前期課程を、薬学研究科薬学専攻に博士後期課程を置く。

2 博士前期課程の標準修業年限は2年とし、これを修士課程として取扱うものとする。

3 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

4 博士前期課程は、広い視野にたつて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(入学定員及び収容定員)

第6条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	課程	入学定員	収容定員
薬学専攻	博士後期課程	8名	24名
薬科学専攻	博士前期課程	5名	10名

(最長在学年数)

第7条 本大学院における最長在学年数は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては5年を超えて在学することはできない。

第2章 教員組織及び運営組織

(研究科長)

第8条 本大学院に研究科長を置く。研究科長は、大学院の学事を統括する。

(教員組織)

第9条 大学院の授業は、本学の教授、准教授、講師及び助教が担当する。ただし、学長が必要と認めたときは、専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者に担当させることができる。

2 学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、別に定める基準に適合した大学院適合教員（以下「適合教員」という。）が担当するものとする。

(運営組織)

第10条 本大学院に、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は学長及び適合教員の教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認められたときは、他の職員を出席させることができる。

3 学長は、研究科教授会を招集し、その議長となる。

4 (削除)

(研究科教授会の審議)

第11条 研究科教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則その他諸規程に関する事。
- (2) 教育課程に関する事。
- (3) 学生の入学・休学・退学等に関する事。
- (4) 研究に関する事。
- (5) 修士及び博士の学位授与に関する事。
- (6) 学生の研究指導及び賞罰に関する事。
- (7) 大学院担当教員の人事に関する事。
- (8) その他大学院に関する重要事項

(研究科幹事会)

第12条 (削除)

(事務組織)

第13条 大学院に事務職員等を置く。

第3章 学年、学期及び休業

(学年)

第14条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を分けて、前期及び後期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は前期・後期の授業日数を調整するため、前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

(休業)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 創立記念日 4月15日

(5) 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、研究科教授会の議を経て学長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて休業日を変更し、若しくは臨時に休業し、または休業日に授業を課することがある。

第4章 入学、休学、退学、復学及び再入学

(博士前期課程の入学資格)

第17条 本大学院博士前期課程に入学できる者は、次のとおりとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(5) その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(博士後期課程の入学資格)

第18条 本大学院博士後期課程に入学できる者は、次のとおりとする。

(1) 修士（薬学又は臨床薬学）又は理科系大学大学院において修士の学位を得た者

(2) 外国において前号と同等以上と認められる課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第19条 博士前期課程又は博士後期課程へ入学を志願する者は、指定の期日までに、所定の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

(選考)

第20条 入学志願者に対しては、博士前期課程又は博士後期課程を修めるために必要な学力及び人物について選考の上、合否を決定する。

2 入学選考の期日及び方法は、その都度定める。

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、研究科教授会において必要があると認めるときは、後期の始めに入学を許可することができる。

(入学手続)

第22条 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人を定めて所定の手続を行い、入学時に宣誓署名しなければならない。

2 前項の入学手続を完了した者は、入学を許可する。

(転学)

第22条の2 他の大学院から本学大学院に、または本学大学院から他の大学院に、転学を希望する者は、所定の手続をとらなければならない。

2 転学に関する手続は、別に定める。

第22条の3 本学大学院への転入学は、欠員のある場合に限り、研究科教授会の議を経て授業科目の履修および転入学学年次、在学年数を決定し、これを許可することができる。

(休学)

第23条 病気その他の事由により3月以上修学を中止しようとする者は、保証人連署の休学許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、修学が不相当と認められる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

2 前項の休学期間は、2年度にまたがることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、次年度に限り引き続き休学することができる。

3 休学は、博士前期課程については通算2年、博士後期課程については通算3年を越えることができない。

4 休学期間は在学年数に算入しない。

(復学)

第23条の2 学生が復学しようとするときは、保証人連署の復学許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 休学者の復学は、復学前に在学した学年以下とする。その修学の時期は、研究科教授会において決定する。

(退学)

第24条 学生が退学しようとするときは、保証人連署の退学許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第24条の2 次の各号の一に該当するものは退学させる。

(1) 授業料を滞納し、督促を受けても所定の期日までに納付しない者

- (2) 第7条に規定する最長在学年数を越えた者
- (3) 休学者で休学期間満了前までに復学を願わない者
- (4) 休学期間が、博士前期課程については通算2年、博士後期課程については通算3年を越えた者

(再入学)

第25条 退学した者が、保証人連署をもって再入学を願い出たときは、研究科教授会の議を経てこれを許可することがある。

- 2 再入学は、退学前に在学した学年以下とする。その修学の時期は、研究科教授会において決定する。
- 3 再入学を許可された者の退学まで在学していた期間は、再入学後の在学期間に算入する。

第5章 授業科目及び単位数

(教育方法)

第26条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導とによって行うものとする。

(研究指導)

第27条 研究指導は、第9条第2項の教員が行うものとする。

- 2 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を越えないものとする。

(教育方法の特例)

第27条の2 教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び履修単位数)

第28条 授業科目及び履修単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。

ただし、研究科教授会の議を経て、一部変更することがある。

- 2 薬学専攻については別表1、薬科学専攻については別表2を適用する。

(他の大学院における授業科目の履修)

第29条 教育上有益と認めるときは、他大学の大学院と予め協議の上、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は10単位を超えない範囲で本学において履修したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本学に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第6章 履修方法及び課程の修了要件等

(履修方法)

第31条 授業科目の履修は、必修科目及び選択科目に分けて行う。

2 前項のほか、修了の認定に加えない自由科目を置くことができる。

3 特論及び公開セミナーの履修の方法に関する規程は別に定める。

4 薬科学専攻の演習及び課題研究は、原則として、指導教員の担当科目について行い、必修とする。

5 薬学専攻博士後期課程の薬学研究演習は、原則として、指導教員の担当科目について行い、必修とする。

(博士前期課程の修了要件)

第32条 博士前期課程の修了要件は、同課程に2年以上在学し、研究指導を受け、30単位以上を修得し、かつ、修士学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げたとして研究科教授会が認めた場合は、同課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、同課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士学位論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了要件)

第33条 博士後期課程の修了要件は、同課程に3年以上在学し、研究指導を受け、薬学研究演習4単位、総合薬学セミナー2単位を修得し、かつ、修士学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げたとして研究科教授会が認めた場合は、同課程に1年（修士課程の修了要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあっては、その在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

(単位の認定)

第34条 履修授業科目の単位の認定は、試験（又は研究報告等）により担当教員が行うものとする。

2 研究科長が必要と認めた場合は、追試験及び再試験を行うことができる。

(成績の評価)

第35条 学業の成績は100点を満点とし、80点以上を優、79点より70点を良、69点より60点を可、59点以下を不可とする。優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

(学位論文の審査)

第36条 論文の審査は研究科教授会で選出した3名以上で構成する審査委員会で行う。この場合、指導教員を主査とする。

2 必要があると認めたときは、論文審査について他大学大学院あるいは研究所等の教員等に協力を求めることができる。

(最終試験)

第37条 最終試験は、審査した学位論文およびこれに関連のある授業科目について、筆記または口頭試問により前条の審査委員会が行う。

(学位論文及び最終試験の認定)

第38条 学位論文及び最終試験の可否は、審査委員会の報告に基づいて研究科教授会がこれを認定する。

(修士の学位授与)

第39条 本大学院の博士前期課程を修了した者には、次の学位を授与する。

- (1) 薬学研究科薬科学専攻博士前期課程修了者 修士(薬科学)
- (2) (削除)

(博士の学位授与)

第40条 本大学院の博士後期課程を修了した者には、博士(薬学)の学位を授与する。

- 2 前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められる者には、博士(薬学)の学位を授与することができる。

第41条 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

第7章 入学検定料、入学金及び授業料

(入学検定料等)

第42条 入学検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。

	[博士前期課程]	[博士後期課程]
入学検定料	35,000円	25,000円
入 学 金	250,000円	100,000円
授 業 料	700,000円	700,000円

ただし、本大学院博士前期課程修了者が博士後期課程に進学する場合は入学金を免除する。

- 2 授業料を納めない者は、講義、演習等に出席することができず、試験を受ける資格がないものとし、かつ、課題研究、公開セミナーを行うことができない。
- 3 休学中の授業料は、減免する。なお、減免に関しては別に定める。
- 4 学期の途中で退学する場合も、その学期の授業料を納めなければならない。
- 5 既納の入学検定料及び入学金は、いかなる理由があっても返還しない。
- 6 入学検定料は出願時に、入学金は入学手続き時に納付しなければならない。
- 7 授業料は、前期・後期の2期に分けて下記の納入期限までに納付しなければならない。ただし、全納する場合は前期納入期限までに納付すること。

前期 4月30日

後期 10月31日

- 8 新入生については、前期分を入学手続き時に納付しなければならない。

第8章 外国人留学生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、研究員、研究生、委託生及び研修員

(外国人留学生)

第43条 第17条及び第18条に定める資格をもつ外国人で、入学を志望する者があるときは、選考の上、研究科教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 本学則は、外国人留学生にも適用する。

(科目等履修生)

第44条 第17条に規定する者で、授業科目の一部について履修を願い出る者があるときは、選

考の上、研究科教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第45条 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の授業科目を定め、大学院において聴講を願い出る者があるときは、選考の上、研究科教授会の議を経て、特別聴講学生として受入を許可することがある。

(特別研究学生)

第46条 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを願い出る者があるときは、選考の上、研究科教授会の議を経て、特別研究学生として受入を許可することがある。

(研究員)

第47条 特定の専門領域について研究を行い、あわせて本学の教育および研究の向上に寄与すると認められる者で、かつ、本学教員（講師以上）が推薦する者を、研究科教授会の議を経て研究員として委嘱することがある。

(研究生)

第48条 特定の課題について研究を希望する者があるときは、研究科教授会の議を経て研究生として入学を許可することがある。

2 研究生は、実験実習費として月額30,000円を納付するものとする。

(委託生)

第49条 官庁、公共団体または会社等より特定の課題について研究する者及び特定の技術を修得する者を委託される者があるときは、研究科教授会の議を経て委託生として入学を許可することがある。

2 委託生は、実験実習費として月額50,000円を納付するものとする。

(研修員)

第50条 本学において指導教員の指導のもとに特定の事項について研修を希望する者があるときは、研究科教授会の議を経て研修員として入学を許可することがある。

(科目等履修生等に関する規程)

第51条 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、研究員、研究生、委託生及び研修員に関する規程は、別に定める。

第9章 賞 罰

(表彰)

第52条 人物及び学業が優秀な者は表彰することができる。

(懲戒)

第53条 本大学院の学則及び本大学院の諸規則にそむき、学生の義務を怠り本分にもとると認められた者は、学生懲戒委員会の議を経て学長これを懲戒する。なお、学生懲戒委員会に関する規程は別に定める。

2 懲戒は、本大学の学則の規定を準用する。

3 懲戒処分の内容は、原則として大学内に公表する。

(交流協定)

第54条 本大学院は、他大学大学院と交流協定（以下「協定」という。）を結び、教育研究を行うことができる。

- 2 協定による大学院生の教育研究は、協定の趣旨を尊重して実施されるものとし、必要な事項は協定ごとに別に定める。

(補則)

第55条 この大学院学則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

- 2 その他、この大学院学則に規定のない事項は、本大学の学則の規定を準用する。

附 則

- 1 この学則は、1965年4月1日から施行する。
- 2 この学則に定めるもののほか、本大学院に関し必要な事項は、本大学学則の規定を準用する。

(中 略)

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2003年4月1日から施行する。
- 2 2000年度以前の入学生に対する第33条の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2003年4月1日から施行する。
- 2 2002年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則（一部改正）は、2005年7月1日から施行する。

附 則

この学則（一部改正）は、2006年2月1日から施行する。

附 則

この学則（一部改正）は、2006年5月1日から施行する。

この改正により、大学院薬学研究科薬学専攻衛生薬学コースに関する内規を廃止する。

附 則

この学則（一部改正）は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則（一部改正）は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則（一部改正）は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この学則（一部改正）は、2009年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2010年4月1日から施行する。
- 2 2009年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則（一部改正）は、2011年4月1日から施行する。
- 2 この学則（一部改正）施行の日から、「大学院授業担当者についての申し合せ事項」（2006年1月24日研究科教授会承認）は廃止する。

附 則

この学則（一部改正）は、2011年4月21日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則

- 1 2011年3月をもって在学学生全員が修了したため、2011年4月1日付で薬学専攻博士前期課程および臨床薬学専攻修士課程を廃止する。